

令和7年度上半期（第38回）有料広告の募集要項

1 掲載広報媒体 広報あさか及び市ホームページ

2 掲載期間

広報あさか…令和7年4月号～9月号（6回）

市ホームページ…令和7年4月1日（火）～9月30日（火）（6か月間）

3 掲載位置及び料金 別表のとおり

4 掲載要件等

掲載できる広告は、次のいずれにも該当しないものとします。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- （2）貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種であるもの
- （3）公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- （4）政治活動、宗教活動、意見広告又は個人宣伝に係るもの
- （5）個人名（商店等の名称に使用されている場合を除く。）が記載されているもの
- （6）あたかも市、国、他の地方公共団体等が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- （7）土地又は建物の個別物件、個別商品等のサービスの説明又は売買紹介に係るもの
- （8）上記に掲げるもののほか、広報媒体の公共性及び品位を損なうおそれがあると市長が認めるもの

5 災害時の市ホームページの特別対応

大規模災害又はそれに準ずる災害時において、市ホームページにアクセスが集中することが考えられる場合、シティ・プロモーション課は市ホームページのポップアップ画面に有料広告を掲載することを一時停止できるものとします。その後、シティ・プロモーション課の判断により復旧させることとします。

6 申込方法

別紙「有料広告掲載申込書」に次の書類を添えて、市役所3階シティ・プロモーション課へ提出してください。

提出期限は、令和7年2月14日（金）とし、提出期限日において募集枠を超えた場合は、市内に事業所を有する個人又は法人を優先した上で、抽選により掲載者を決定します。

なお、提出期限が過ぎても、有料広告掲載枠に空きがあれば、随時申し込みを受け付けます。

- （1）広告の版下原稿又は広告の内容が分かる図面等
- （2）営業証明書（以前、掲載の申し込みをしている場合は省略可）

7 掲載の決定まで

- (1) 申込内容を審査し、掲載の可否を決定します。
- (2) (1) で掲載可となった申し込みが募集枠を超える場合、市内に事業所を有する個人又は団体を優先します。
- (3) (2) の優先をした場合でも募集枠を超える場合は抽選とし、次の方法で掲載者を決定します。
 - ① 抽選はシティ・プロモーション課職員が行うものとし、シティ・プロモーション課長が立ち合う。
 - ② 抽選対象者に1番から順番に番号を付し、それと同じ番号のくじ棒を用意する。
 - ③ 用意したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - ④ くじ箱からくじ棒を1本引く。引かれたくじ棒の番号が付された対象者を「掲載しない」決定者とする。
 - ⑤ 募集枠を超える申し込みが2以上の場合、募集枠内の数となるまで④を繰り返し実施する。
- (4) (1) ~ (3) で決定した掲載の可否を、有料広告掲載決定通知書により通知します。

8 広告内容の責任

広告の内容に関する責任は、広告主が負うこととします。

9 料金の納付

掲載料金については、有料広告決定通知書に記載された額を、納付書に記載された納期限までに、市役所1階出納室又は市指定金融機関で納入してください。

10 料金の還付

一度納入された掲載料金は原則として返金しません。ただし、特別な理由があると市長が認めたときは、この限りではありません。

11 掲載の取消し

指定された期日までに掲載料金の納付がない場合は、掲載の決定を取り消します。

※ 不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】シティ・プロモーション課広報係

電 話 048-463-1111 (代表)

内線 2343~4

048-463-3059 (直通)

E-mail city_promotion@city.asaka.lg.jp

別 表

種 別	掲載位置	提出方法	規 格	料 金	募集枠
広報あさか	広報あさか 〔紙面下段など〕	版下又は データ	(小) 縦 5cm 横 8.9cm	各号月額 15,000 円	7 ～ 1 5 〔大きさ により 変動〕
			(大) 縦 5cm 横 17.8cm	各号月額 30,000 円	
ホームページ	トップページ下 部 〔ポップアップ画 面表示〕	データ	上下 50 ピクセル 左右 150 ピクセル GIF 形式又は JPEG 形式 4 KB 以内	月額 20,000 円	1 2